

# 生活

## 田原市成人式

田原市では、平成17年成人式を1月9日(日)に田原市総合体育館で行います。11月30日(火)現在で田原市に住民登録されている方は、12月初旬に案内状をお送りします。なお、成人式には市外に住所のある方でも参加できます。希望される方は、12月16日(木)までにお申し込みください。

対象者：昭和59年4月2日～昭和60年4月1日生まれの方  
生涯学習課

☎23局3531



## 公害防止協定を締結

田原市は、緑が浜二号地内(臨海工業団地)において物流センターを建設する翔運輸株式会社(矢崎グループ関連会社)と、平成16年10月1

日付けで公害防止協定書の調印を行いました。公害防止協定は、臨海工業団地など企業の集中している地域の公害を未然に防止するため、締結しているものです。

環境課 ☎23局3541

## 介護保険料の減免

次の要件を全て満たす方は、介護保険料が減免になります。

減免対象：市民税が世帯非課税であること/世帯の前年の収入が100万円以下であること/市民税を課税されている者に扶養されていないこと/健康保険の被扶養者となっていないこと/居住地以外の資産がないこと 申請方法：申請書に必要事項を記入のうえ提出/該当すると思われる方には保険料額確定通知書とともに送付 詳しくは直接お問い合わせください  
福祉課 ☎23局3217

## 人権週間

12月4日(土)～10日(金)

人権は、私たち一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えている大切な権利です。ふだん何気なく過ごしている日常生活を

振り返って、他人の人権を侵していることはないだろうか、自分の人権が侵されていないだろうかなど、身近なことから人権を考えてみましょう。日ごろの生活の中で、人権問題ではないだろうかと感じた方や、法律上どのようなものかお困りの方は、お近くの人権擁護委員または法務局にご相談下さい。

名古屋法務局豊橋支局

☎(0532)54局9278

福祉課 ☎23局3512

## 全国火災予防運動

11月9日(火)～15日(月)

これからの季節は空気が乾燥し、火を使う機会が増えることから、火災が発生しやすい時期を迎えます。火の取り扱いには十分注意しましょう。一人ひとりが火災予防の知識を持ち、それを実践することにより、火災の発生を防止することができます。日ごろから次のことを心がけ、私たちのまちから恐ろしい火災をな

くしましょう。

- ・寝たばこは絶対にやめましょう。
- ・ストーブには、燃えやすいものを近づけないようにしましょう。
- ・ガスコンロなどのそばを離れる時には、必ず火を消しましょう。

消防課 ☎23局4074

## 未成年者喫煙防止キャンペーン

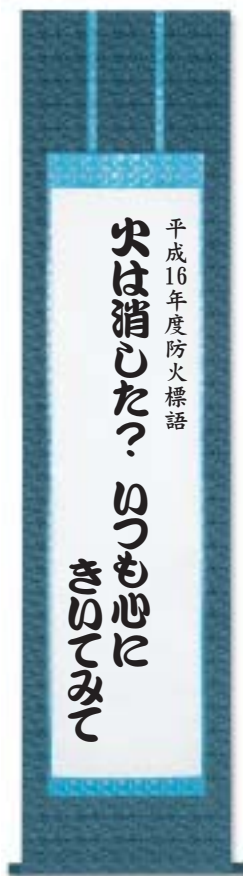
愛知県たばこ販売協同組合連合会では、11月の「全国青少年健全育成強調月間」に合わせ、未成年者喫煙防止キャンペーンを実施します。皆さんも、未成年者の喫煙防止にご協力ください。

### 実施内容

- ・たばこ販売店頭において、啓発物を配布
- ・高校生・中学生に対し、学校を通じて啓発物を配布

豊橋たばこ販売協同組合

☎(0532)53局1925



平成16年度防火標語

火は消した？

いつも心に

きいてみて